

# 議 事 録

## 第 26 回 定 例 総 会

令和4年9月8日

## 太田市農業委員会第26回定例総会議事録

開会日時 令和4年9月8日(木) 午後2時  
閉会日時 令和4年9月8日(木) 午後2時35分  
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二  
(19人) 5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正  
9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明  
13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子  
17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員  
(0人)

出席職員 塚越局長 大木次長 小此木次長補佐 西野目係長  
(9人) 大澤主任 青木主任 松井主任 小島主任 大崎主事

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)  
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について  
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ  
いて

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第26回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員はありません。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、13番 新井整委員 と 14番 山田清作委員 の二人にお願いいたします。  
また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。  
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

### 5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 上小林町の土地について、一般住宅用地として許可を受けたが、資金計画に支障が出てしまい、住宅を建築できなくなってしまったため、当該許可を取り消すものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 第2地区協議会の調査した結果報告をいたします。

番号1番について、第2地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果は、取消相当と意見決定しました。

再度審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は6件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田小金井町の土地 田 2,043 m<sup>2</sup> 外1筆 計 4,714 m<sup>2</sup>、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

2番 新田小金井町の土地 田 925 m<sup>2</sup> 外1筆 計 1,862 m<sup>2</sup>、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

3番 茂木町の土地 畑 198 m<sup>2</sup>、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

4番 菅塩町の土地 田 347 m<sup>2</sup>、農地を譲受け農業経営を安定させたい。

5番 新田中江田町の土地 畑 265 m<sup>2</sup>、申請地が自分の耕作地と接しているため、購入して耕作したい。

6番 新田村田町の土地 畑 994 m<sup>2</sup>、申請地を借受けて耕作をしてきたが、売買の話がまとまったので農地を譲受け、耕作を続けたい。

1番から6番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号1番から2番については、第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。

12番委員

農地法第3条、番号1番、2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、1番、2番とも、譲受人、譲渡人が同一の方で、譲受人は規模拡大のためであります。

自宅を訪問したところ、必要な農機具等も所有しております。長距離ドライバーをしている譲受人が、農繁期、休日に農業をやり、家族が日々の田畑の管理をしているということで、特に問題ありません。現地は、第5地区の農業委員さんに報告をよろしく願います。

7番委員

当農地を見たところ、現状は耕作されておられません。しかしながら、管理はされており、問題はないと思われまます。そういったことで、現地確認はしてまいりました。

よろしく願います。

議長

ただいま、第1地区協議会及び第5地区協議会より番号1番から2番

- 委員  
議長  
議 長
- について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番から2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長  
議 長
- 全員賛成でありますので、番号1番から2番を許可とすることに決定いたします。
- 議長  
議 長
- 続いて、番号3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番 委員
- 番号3番について、チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のために特に問題はないため、許可相当と意見決定しました。  
再度審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長  
委員  
議長  
議 長
- ただいま、第2地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長  
議 長
- 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。
- 議長  
議 長
- 続いて、番号4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番 委員
- 第3地区から申し上げます。  
譲受人については、太田市の認定農業者でありまして、10ha以上の農業を展開しております。また、譲渡人については、昨年、隣接地を本申請の譲受人に譲り渡したのですが、そのときにこの1筆が漏れてしまったと、そこで、今回について贈与という形で引き渡しをするということでございますので、周辺農地にも何の支障もございませんので、第3地区としましては許可相当という結論に至りました。  
再度のご審議をよろしく願いします。以上です。

- 議 長 　　ただいま、第3地区協議会より番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 　　続いて、番号5番から6番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 19番委員 　　5番について現地確認したところ、きれいに整地してあり、周りは譲受人がキャベツを作っているの、協議会としては問題なしと判断いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 7番委員 　　番号6番につきまして説明します。  
譲渡人が持っている土地を、譲受人が買うというふうなことでありまして、現在、もう既に賃貸で譲受人が耕作しており、今度、これを売買で取得したいというような内容でございますので、耕作者は変わりません。第5地区といたしましては、何ら問題はないということで判断をいたしました。  
よろしくご承認をお願いいたします。
- 議 長 　　ただいま、第5地区協議会より番号5番から6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号5番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号5番から6番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 　　続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は3件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 藤阿久町の土地 442 m<sup>2</sup>、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 大原町の土地 331 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

車庫用地として転用するものです。

3番 大原町の土地 231 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

通路用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員 農地法第4条、番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、子どもの住宅を建築するため現地を調査したところ、50年以上前に建てられた物置及び隣接する駐車場と庭が農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付して是正するものです。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可

相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、  
ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたしま  
す。

続いて、番号2番から3番について、第6地区協議会の調査した意見  
結果を報告願います。

13番委員 農地法第4条、権利移動を伴わない転用ということです。  
議案第3号2番は、申請地を車庫用地として使用したいということ  
です。

それから、議案第3号3番は、申請地を是正して通路用地として使用  
したいと、始末書を添えてということです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断  
し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号2番から3番について報告があり  
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番から3番を許可とすることに決定  
いたします。

議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変  
更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

- 事務局 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、会長宛てに1件提出されております。  
1番 六千石町の土地について、一般住宅用地として許可を得ましたが、建築計画が取りやめとなり、相続人も他市在住者で建築の予定がないため、当該許可を承継するものです。  
以上1件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11番委員 職務代理に代わりまして、報告させていただきます。  
番号1番についてですが、第6地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、一般住宅用地として取得しましたが、建築計画が取りやめとなり、申請地を相続しましたが、当該許可は継承するものです。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、承認相当と意見決定いたしました。  
また、議案第5号23番と関連するものです。  
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は24件です。  
事務局より、提案をお願いします。

提出件数 24 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 細谷町の土地 311 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

2 番 細谷町の土地 291 m<sup>2</sup>、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

3 番 牛沢町の土地 914 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の 2 分の 1 以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として敷地拡張するものです。

4 番 高林南町の土地 388 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 395.67 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5 番 高林北町の土地 441 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6 番 下田島町の土地 601 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

7 番 台之郷町の土地 447 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8 番 上小林町の土地 321 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9 番 龍舞町の土地 196 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10 番 龍舞町の土地 49 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅用地として

敷地拡張するものです。

11 番 龍舞町の土地 264 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12 番 東金井町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13 番 東金井町の土地 326 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14 番 寺井町の土地 270 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15 番 新田木崎町の土地 479 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16 番 新田赤堀町の土地 264 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17 番 新田反町町の土地 370 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 499 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18 番 山之神町の土地 493 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

19 番 藪塚町の土地 543 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

20 番 大原町の土地 639 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、工場用地として敷地拡張するものです。

21 番 大原町の土地 1,299 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 2,481 m<sup>2</sup>、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田藪塚インターチェンジから 300m 以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

22 番 六千石町の土地 1,852 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「流通業務施設、休憩所、給油所その他

これらに類する施設で、一般国道または都道府県道の沿道の区域内に設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

23 番 六千石町の土地 339 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

建売住宅用地として転用するものです。

24 番 六千石町の土地 386 m<sup>2</sup> 外1筆 計 780 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番から6番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

8 番 委員

番号1番から6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番、2番は、申請内容が同じであり、私から一括で報告いたします。

番号1番、2番の申請人は、いずれも借家に住んでおり、資金の都合がつき、自己の住宅を建築したいとの申請です。

現地を確認したところ、1番、2番ともに申請地の周囲に農地及び住宅地がありますが、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

1番、2番について、再度審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

1 7 番委員

番号3番から5番について、報告させていただきます。

番号3番については、南中学校の露天駐車場用地となります。生徒の動線と車の進入路が混在しているため、申請地を取得し、駐車場を校

舎外に集約したいとのことです。

4番と5番は、一般住宅用地としての申請です。チェックリストに基づき調査したところ問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。

12番委員

続きまして、番号6番を第1地区より報告します。

譲受人は建築業を営んでおり、申請地を取得して、建売分譲住宅を建築したいとの申請です。

現地を確認したところ、既存集落内の住宅と畑が混在する場所で、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長

ただいま、第1地区協議会より番号1番から6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番から6番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号7番から13番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員

7番から8番について、第2地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺に農地もないため、許可相当と意見決定しました。

再度審議のほど、よろしく申し上げます。

1番委員

9番から11番を報告します。9番、11番を先に報告します。

9番と11番は、一般住宅用地の申請です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

10番については、調査したところ、許可を得ずに農家住宅の通路として利用していたことが判明し、始末書を添付し、是正したいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 1 4番委員 12番、13番を報告します。  
 周囲はほとんど耕作放棄地になっていますので、周辺農地への影響がなく、許可相当と意見決定しました。  
 再度のご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号7番から13番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
 番号7番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号7番から13番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号14番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 第3地区から説明します。  
 当該申請は、自己の住宅を建築するというごさいますが、現地は集落内農地で、隣接するところにアパートがあったり、老人福祉施設があったりしますので、他の農地に対する影響は全然ございませぬので、第3地区としては、許可相当という結論を得ました。  
 再度のご審議をよろしく願います。以上です。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号14番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
 番号14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号14番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号15番から17番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 1 9 番委員 15 番、16 番についてお答えします。  
15 番、16 番ともに2件とも、自己の住宅を新築したいということで、現地確認をしたところ、周りは既存集落なので、協議会では、周辺農地には問題なしと判断いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 7 番 委員 17 番につきまして説明いたします。  
ここも周辺を不動産業者が開発して、住宅を造られております。これは残りの1つでありまして、周辺には住宅が多く建っておりまして、影響はないと思われまますので、第5地区としては、承認でいいたろうというようなことで決定いたしました。よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号15番から17番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号15番から17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号15番から17番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号18番から24番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 1 番委員 番号18番について、報告させていただきます。  
当地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果、申請人は現在アパートに住んでおりまして、申請地を義理の父より借り受けて、自己の住宅を建築するものです。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 1 3 番委員 続きまして、申し上げます。  
19番については自分の担当案件で、20番から22番については職務代理者の担当案件です。  
では、続けて申し上げます。議案5号19番は、申請地を是正して、農家住宅用地として使用したいということです。  
議案第20番は、鉄鋼業を営んでおり、工場敷地拡張のため、資材置場

として使用するものです。

21番は、建設業及び不動産業を営んでおり、建売分譲住宅用地として取得するものです。

22番は、運送業を営んでおり、大型トラック駐車場用地として使用するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

11番委員

続きまして、23番、24番につきまして、職務代理に代わりまして報告させていただきたいと思えます。

23番は、議案第4号1番と関連するものです。23番、24番ともに、申請地を取得して建売住宅を建築するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長

ただいま、第6地区協議会より番号18番から24番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員  
議 長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号18番から24番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号18番から24番を許可とすることに決定いたします。

議 長

以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月、農業会議に意見徴取した8月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規定第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規定第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいいたします。

事 務 局

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、7件提出されております。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に

ついて、31件提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、4件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、8件提出されております。

それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議  
委  
議

長  
員  
長

報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

なし。

質問等もないようですので、以上で第26回定例総会を終了します。長時間にわたり、ありがとうございました。

閉 会 令和4年9月8日（木） 午後2時35分